

川俣事務所 かわら版 No. 110 (2024.12)

発行 社労士法人 川俣労務管理事務所 川俣 雅英

足立区関原3-26-16

TEL 03-3889-1706

FAX 03-3889-1709

法人番号 2011805001774

e-mail:mshd@office-kawamata.gr.jp

健康保険証は令和6年12月2日から発行されません ～マイナ保険証に移行へ～

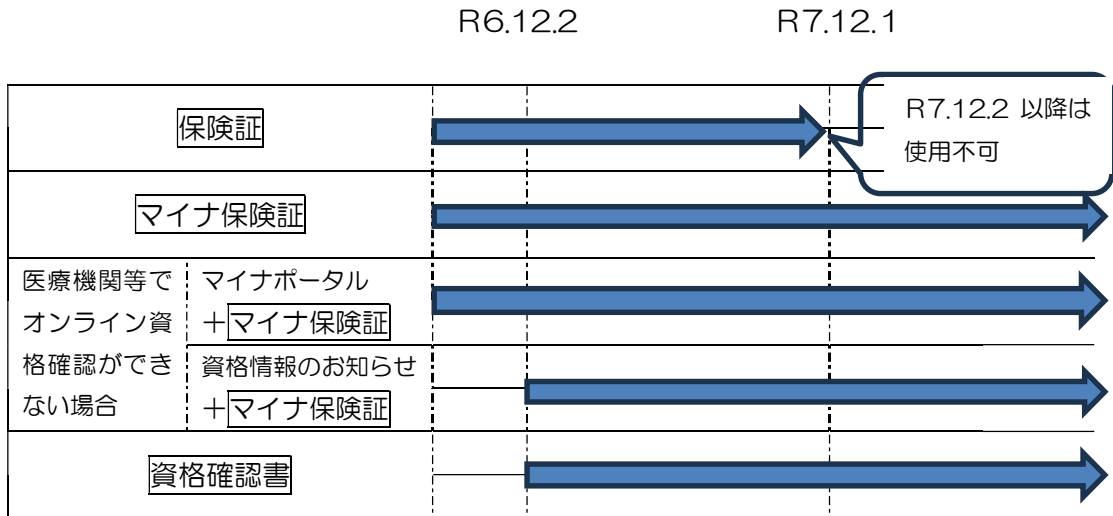
令和6年12月2日から、新たに健康保険証は発行されません。

現在お持ちの健康保険証は、有効期限が記載されていないものは、令和7年12月1日までは使用できます。有効期限が記載されているものは、その日まで使用できます。

今後新たに健康保険に加入される場合（入社し被保険者になる場合、扶養家族として認められる場合）、健康保険証が発行されないことになるため、次の方には「資格確認書」が発行されます。

- ① マイナンバーカードを取得していない者
- ② マイナンバーカードを返納した者
- ③ マイナンバーカードを保有しているが、保険証利用登録をしていない者
- ④ 保険証の利用登録を解除した者
- ⑤ 利用登録解除を申請した者
- ⑥ マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者

令和6年12月2日以降の受診方法



※ マイナ保険証は、マイナンバーカードを保険証として登録することで利用できます。

※ マイナ保険証を利用することで、手続きをすることなく、高額療養費の限度額を超える支払いが免除されます。（限度額適用認定証が不要になります）

その他、本人が同意をすれば医療情報や処方薬情報を確認でき、また確定申告時の医療費控除が楽になります。

ご不明な点は、担当職員にお尋ねください。

【年末年始休みのお知らせ】

弊所は、12月28日（土）から1月5日（日）まで年末年始休みとなります。

新年は、1月6日（月）からの営業となります。ご不便をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

休み中の連絡は、FAX（03-3889-1709）にてお願いいたします。